

小泉八雲怪談出版 120 周年記念イベント等開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する小泉八雲怪談出版 120 周年記念イベント等開催支援補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付の対象である事業の内容、補助対象経費、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補 助 金 の 名 称	小泉八雲怪談出版 120 周年記念イベント等開催支援補助金
補助金交付の目的	小泉八雲をテーマとしたイベント等開催に必要な費用を補助することにより、小泉八雲の功績を称え、小泉八雲に対する愛着と誇りの一層の深化に資することを目的とする。
補 助 金 の 交 付 の 対 象 で あ る 事 業	小泉八雲又は小泉八雲の作品等を題材にしたイベント等
補 助 対 象 経 費	交付対象事業の実施に要する次に掲げる経費とする。ただし、他の補助金の補助対象経費として計上する場合は、その額を除く。 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料
補助金の交付の率 又 は 金 額	補助対象経費の全額（千円未満切捨て）から、自己資金及び事業収入、その他の収入を控除した額と 300 千円のいずれか低い方の額とする。ただし、補助金の交付は 1 団体につき 1 回限りとする。
補助事業者の範囲	松江市に住所を有する個人又は団体であって、次に掲げるものとする。 (1) 営利を主たる目的とする者でないこと (2) 国・県・市からの出捐により設立された者でないこと (3) 政治団体又は宗教団体でないこと (4) 暴力団、暴力団員等が関与していないこと
終 期	令和 7 年 2 月 28 日

(交付の申請)

第3条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書は、令和6年6月14日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第4条 規則第12条に規定する実績報告書に添付する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書

(2) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

(概算払)

第5条 規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、当該補助事業の完了前に概算払により補助金等の全部又は一部を交付するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。